

1	<p>令和 7 年度 第 7 回厚真町農業委員会総会議事録</p> <p>令和 7 年 10 月 31 日（金） 午前 9 時 30 分から</p>																		
2	<p>令和 7 年度 第 7 回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター 2 階青年室に招集する。</p>																		
3	<p>出席委員 14 名（定員 14 名）</p> <p>会長 14 番 小谷和宏 職務代理 13 番 高橋宥悦</p> <table> <tr> <td>委員 1 番 早坂信一</td> <td>2 番 岡嶋修司</td> <td>3 番 藤本裕一</td> <td>4 番 上田輝美</td> </tr> <tr> <td>5 番 中島純一</td> <td>6 番 中島広幸</td> <td>7 番 長谷川和司</td> <td>8 番 斎藤 仁</td> </tr> <tr> <td>9 番 澤田和博</td> <td>10 番 工藤英暢</td> <td>11 番 安田久美子</td> <td>12 番 米澤慶一</td> </tr> </table>	委員 1 番 早坂信一	2 番 岡嶋修司	3 番 藤本裕一	4 番 上田輝美	5 番 中島純一	6 番 中島広幸	7 番 長谷川和司	8 番 斎藤 仁	9 番 澤田和博	10 番 工藤英暢	11 番 安田久美子	12 番 米澤慶一						
委員 1 番 早坂信一	2 番 岡嶋修司	3 番 藤本裕一	4 番 上田輝美																
5 番 中島純一	6 番 中島広幸	7 番 長谷川和司	8 番 斎藤 仁																
9 番 澤田和博	10 番 工藤英暢	11 番 安田久美子	12 番 米澤慶一																
4	<p>議事日程</p> <table> <tr> <td>第 1</td> <td>議事録署名委員の指名</td> </tr> <tr> <td>第 2</td> <td>会期の決定</td> </tr> <tr> <td>第 3</td> <td>諸般の報告</td> </tr> <tr> <td>第 4</td> <td>農業者年金業務報告</td> </tr> <tr> <td>第 5</td> <td>議案第 1 号 現況証明</td> </tr> <tr> <td>第 6</td> <td>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請</td> </tr> <tr> <td>第 7</td> <td>議案第 3 号 貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認</td> </tr> <tr> <td>第 8</td> <td>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案</td> </tr> <tr> <td>第 9</td> <td>農地移動適正化あっせん委員の指名</td> </tr> </table>	第 1	議事録署名委員の指名	第 2	会期の決定	第 3	諸般の報告	第 4	農業者年金業務報告	第 5	議案第 1 号 現況証明	第 6	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請	第 7	議案第 3 号 貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認	第 8	議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案	第 9	農地移動適正化あっせん委員の指名
第 1	議事録署名委員の指名																		
第 2	会期の決定																		
第 3	諸般の報告																		
第 4	農業者年金業務報告																		
第 5	議案第 1 号 現況証明																		
第 6	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請																		
第 7	議案第 3 号 貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認																		
第 8	議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案																		
第 9	農地移動適正化あっせん委員の指名																		
5	<p>議事に参与した者（事務局職員）</p> <p>大垣事務局長 石間主査 奥井主事</p>																		
事務局（大垣局長）	<p>ただ今から令和 7 年度第 7 回総会を開催します。</p> <p>開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶をお願いします。</p>																		
小谷会長	<p>【会長挨拶】</p>																		
事務局（大垣局長）	<p>本日の出席委員は、14 名全員であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。</p>																		
6	<p>議 事</p>																		
議長 (小谷会長)	<p>これより、議事に入ります。（午前 9 時 30 分）</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>厚真町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p>																		
	<p>【「異議なし」の声あり】</p>																		

議長 (小谷会長)	それでは、早坂委員、岡嶋委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長 (小谷会長)	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長 (小谷会長)	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長 (小谷会長)	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長 (小谷会長)	日程第4 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布しております、農業者年金処理台帳をご覧ください。 10月分の処理状況でございますが、死亡関係届出書1件、以上の通り処理しております。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、農業者年金業務報告は報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第5 議案第1号「現況証明」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをお開きください。 議案第1号 現況証明について 次のとおり現況証明願があつたので提出する。 令和7年10月31日提出 厚真町農業委員会会長 1番 所在 ○○ ○○以下〇筆 記載の通りでございます。 公簿地目 畑〇筆 申請現況 雜種地。判定 雜種地。 地積 〇筆合計 ○○m ² 願出人 ○○ ○○。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料1ページをご覧ください。 1ページ目に申請地位置図。2ページ目に地番図。3ページ目に写真図でございます。 4ページをご覧ください。現地写真になります。 高橋職務代理、米澤委員、早坂委員と○○さんに現地に立会つて頂き、木が生い茂っていることを確認し、農地以外と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。ここで地区担当より補足説明を求めます。高橋職務代理お願ひいたします。

高橋職務代理	1番について説明します。米澤委員、早坂委員とともに現地を見てきまして、説明資料の4ページの写真をみると、奥にはカラ松、手前は雑草で生い茂っておりまして、畑にはならない雑種地ということで現況のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。これより、議案第1号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第1号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第1号「現況証明」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第6 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	<p>議案書2ページでございます。 議案第2号 農地法第3条の許可処分について。 次のとおり農地法第3条の許可申請があつたので提出いたします。 令和7年10月31日提出、厚真町農業委員会会長。</p> <p>1番、土地の表示、所在 ○○以下〇筆 現況地目 ○筆全て畑。地積〇筆合計○○m²。 謙渡人 ○○。 謙受人、○○。 契約内容につきましては、交換でございます。</p> <p>2番土地の表示、所在 ○○以下〇筆 現況地目 ○筆全て畑。地積〇筆合計○○m²。 謙渡人 ○○。 謙受人、○○。 契約内容につきましては、交換でございます。 こちら1番と2番による農地の交換ということで、合わせて説明いたします。</p> <p>土地の交換につきましては、今年の第3回の農業委員会総会でもございましたが、再度説明いたします。 お互いの農地を贈与し合うと考えていただければと思います。 議案書に反当〇万円と記載しておりますが、時価を算出するためのものであり、本来交換ではお金のやり取りは発生しませんが、今回の場合は交換面積に○○m²程差があり、この差額については、○○氏から○○氏へ差額分が支払われることになります。</p> <p>説明資料5ページをお開きください。 こちらが1番の申請地の位置図でございます。続いて6ページに地番図、7ページに写真図でございます。 8ページに農地法3条調査書でございます。 表の1番下でございます。 第2項第6号 地域調和要件でございます。 ○○、○○及び○○に交換の意向を伝え、地域の同意を得ており、本件の取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じ</p>

	<p>ないものと考えられます。</p> <p>以下他要件にもいずれも該当いたしません。</p> <p>続いて 9 ページでございます。</p> <p>こちらが 2 番の申請地位置図になります。5 ページと合わせて見ていただければと思いますが、場所としてはお互いの農地の隣接地同士になっております。</p> <p>10 ページに地番図。11 ページに写真図でございます。</p> <p>12 ページに農地法 3 条調査書でございます。</p> <p>表の 1 番下でございます。</p> <p>第 2 項第 6 号 地域調和要件でございます。</p> <p>こちらも 1 番同様、○○、○○及び○○に交換の意向を伝え、地域の同意を得ております、本件の取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以下他要件にもいずれも該当いたしません。</p> <p>以上のことから 2 件につきましては許可相当と判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。ここで地区担当より補足説明を求めます。早坂委員お願ひいたします。
早坂委員	<p>申請自体はかなり前の 5 月くらいには上がっていたのですが、事務的な手続きの関係で今回の案件になりました。</p> <p>去年位に言われたときは、交換分合、交換分合と言われて、交換分合は出来ないですからという説明だったんですが、交換分合と交換は違うということを僕自身も把握しまして、○○さんと○○さんの方で今回の交換に至っております。</p> <p>お互いの隣接地と逆に地番が当たってたというのが、そもそもどうしてなのというところではあるんですけど、今回の交換をすることで、○○さんは○○で一団地、○○さんも隣接する土地と隣接地になるということで、お互いにとって条件の良い話で、差額は現金支払いとなっています。</p> <p>ということですので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。これより、議案第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 2 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	<p>起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決されました。</p>
議長 (小谷会長)	日程第 7 議案第 3 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	<p>議案書 3 ページでございます。</p> <p>議案第 3 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。</p> <p>農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。</p>

	<p>令和7年10月31日提出、厚真町農業委員会会長。</p> <p>農地法第18条第1項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなってございます。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の6ヵ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなってございます。</p> <p>本文に戻ります。</p> <p>1番、賃借人 ○○ 賃貸人 ○○ 所在、○○記載のとおりでございます。 面積 合計○○m²。 合意解約成立年月日、令和7年9月25日。 土地の引渡し時期、令和7年9月30日でございます。</p>
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第3号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第3号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第3号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第8 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(石間主査)	<p>議案書4ページでございます。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。</p> <p>令和7年10月31日提出、厚真町農業委員会会長。</p> <p>議案書5ページでございます。 賃貸借関係1番 受け人 ○○ 渡し人 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社 設定する土地 ○○以下〇筆 現況 田 地積合計○○m² 存続期間 公告日～R12.9.4 借賃 ○○円でございます。 新規賃貸借の案件でございます。</p> <p>当該地は8月の総会であった、○○の○○さんと公社との売買の関係になります。今後○○さんは公社から5年間貸付けを受けたあと、買入予定でござい</p>

	<p>ます。</p> <p>借賃につきましては、○○さんと公社との売買金額が○○円であったことから、売買金額に対する公社の手数料1%ということで、○○円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。この件につきまして、長谷川委員より補足説明をお願いいたします。
長谷川委員	事務局の説明の通りで、1500万円控除の関係で出てきた案件になっております。
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。それでは、議案第4号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第4号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第9 「農地移動適正化あっせん委員の指名」 を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布しております、農地移動適正化あっせん委員の指名についてをご覧ください。
	申出者 ○○ 申出日 令和7年10月27日 申出地 桜丘○○ 現況地目 畑 地積○○m ² 2枚目に申出地の位置図、3枚目に地番図、4枚目に写真図でございます。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 ○○ ○○さんの申し出地につきましては、米澤委員、高橋職務代理、早坂委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしくお願ひいたします。
議長 (小谷会長)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和7年度第7回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前10時6分 閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議長(会長)

署名委員(早坂委員)

署名委員(岡嶋委員)